

令和2年5月12日

富山短期大学学生各位

富山短期大学
学生部学生支援課

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に対する支援制度について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計急変などのため修学が困難となった場合、国の『高等教育の修学支援新制度（授業料減免+給付奨学金）』や日本学生支援機構による貸与型の奨学金が利用できます（既に貸与されている方は増額も可能です）。

また、学資負担者の死亡等による家計急変や風水害等の災害を受けたことにより授業料等の納付が困難となった学生に対して、授業料の全額または一部を減免する本学独自の授業料減免制度もあります。

経済的支援が必要な場合は、速やかに富山短期大学学生支援課までご連絡ください。

◆高等教育の修学支援新制度（授業料減免+給付奨学金）

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない学生についても、年2回の在学採用に申し込むことができます。対象になりそうかどうかは、進学資金シミュレーションで確認することができます。

◆日本学生支援機構による貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。既に貸与奨学金を受けている学生は、希望により貸与額の増額も可能です（上限有）。

この他、日本政策金融公庫「国の教育ローン」など、必要な資金を融資する多くの制度があります。

詳細は、以下のHPでご確認ください。

●高等教育の修学支援新制度

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

●日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

●日本政策金融公庫HP

<https://www.jfc.go.jp/>

【問い合わせおよび相談先】

富山短期大学学生部学生支援課

TEL: 076-436-5457 FAX:076-436-0133

MAIL: gakusei@toyama-c.ac.jp